

生活保護、集団訴訟へ

困窮者支援の「支給切り下げ不当」 全国会議方針

8月からの生活保護費の支給額切り下げは不当

として、生活困窮者を支援する弁護士らでつくる

「生活保護問題対策全国会議」などが引き下げの

取り消しを求め集団訴訟を起す方針を決めたことが1日、分かった。全

国の受給者約1万人を目標に募り、受給者らが自治体

に不服を申し立てる審査請求をし、一部は集団訴訟に移行する方針。

全国会議代表幹事の尾藤広喜弁護士によると、

実現すれば生活保護関連

の訴訟では過去最大規模となる。

政府は、生活保護費のうち、食費や光熱費など

日常生活に必要な「生活扶助」の基準額を3年か

けて平均6・5%、最大10%減額する方針を示している。

全国会議では北海道、東京、新潟、京都、大阪、

広島の6都道府県で審査請求を行う受給者の募集

を検討。審査請求の裁決は50日以内に出るが、退

けられる可能性が高いため、年内にも各地で提訴

する見込みという。

このうち北海道の関連

団体メンバーが1日、札幌市内で記者会見し、道

内の受給者千人を募って9月に道に審査請求すると発表した。

訴訟では①物価下落を要因とした最大10%の切り下げは行政裁量権を逸

脱②切り下げは生存権を保障する憲法25条に違反

③受給者は物価下落のメリットを享受しづらく、

それを理由とする切り下げは不当—などと主張す

る方針。